

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (NPO活動促進室) 一
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課) 一
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退 (同) 二
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更 (同) 二
- 特定計量器の定期検査の実施 (産業立地推進課) 二
- 県営土地改良事業換地計画の縦覧 (農村整備課) 二
- 保安林の指定の解除 (森林整備課) 二
- 保安林の指定施業要件の変更の予定告示内容の揭示(二件) (同) 三
- 道路の区域変更 (道路課) 三
- 土地区画整理組合の事業計画変更の認可 (都市計画課) 四
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出 (大河原地方振興事務所) 四
- 土地改良区役員の退任の届出 (同) 五
- 障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定 (障害福祉課) 五
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (水産業振興課) 五
- 港湾法に基づく簡易代執行により除去した工作物等の保管について (港湾課) 五
- 教育委員会定例会の開催 教育委員会 六

告 示

○宮城県告示第八百三十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十年八月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 サポート桜

一 代表者の氏名 二瓶 長治

二 主たる事務所の所在地 柴田郡柴田町大字上名生字新大原五十九番地一

三 定款に記載された目的 この法人は、社会福祉の増進をはかり、高齢者への心のこもった福祉のサービス提供を行い、ボランティア活動として、"YOSAKOI"踊りとパソコン教室を通じ、活力ある社会創りに寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十年八月一日

○宮城県告示第八百三十一号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十年七月十七日次の者を指定した。

平成二十年八月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
富谷 明人	整形外科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一
新田 文彦	眼科	気仙沼市立病院	気仙沼市田中百八十四
中山 昇一	内科	栗原市立栗原中央病院	栗原市築館宮野中央三丁目一
宮田 正弘	内科	大崎市民病院	大崎市古川千手寺町二丁目三、十
岡田 信司	内呼吸器科	みやぎ県南中核病院	柴田郡大河原町字西三十八、一
増子 毅	外科	宮城利府掖済会病院	宮城郡利府町森郷字新太子堂五十

菅原 亮	整形外科	公立黒川病院	黒川郡大和町吉岡字西松木六十
山田 隆司	内科	公立黒川病院	黒川郡大和町吉岡字西松木六十
阿部 憲男	内科	涌谷町国民健康保険病院	遠田郡涌谷町涌谷字中江南二百七十八

○宮城県告示第八百三十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

平成二十年八月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
渡邊 健一	耳鼻咽喉科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一
佐藤 智彦	脳神経外科 神経内科 リハビリテーション科	独立行政法人国立病院機構宮城病院	亘理郡山元町高瀬字合戦原百

○宮城県告示第八百三十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

平成二十年八月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	新		旧	
		所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
菅野 明弘	外科	宮城県利府掖済会病院	宮城県利府町森郷字新太子堂五十一	みやぎ県南中核病院	柴田郡大河原町字西三十八・一

○宮城県告示第八百三十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十年八月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十年九月十七日	丸伊森町郡全区域	午前十時三十分から午後三時まで	丸森町町民センター
同 九月十八日	丸伊森町郡全区域	午前十時三十分から午後三時まで	丸森町町民センター
同 九月十九日	山亘元理町郡全区域	午前十時から正午まで	山元町役場坂元支所
同	山亘元理町郡全区域	午後一時三十分から午後三時まで	山元町保健センター

○宮城県告示第八百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業河南二期地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができ、また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十年八月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成二十年八月十八日から平成二十年九月十六日まで
- 三 縦覧場所
石巻市役所及び石巻市河南総合支所

○宮城県告示第八百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安

林の指定を解除する予定である。

平成二十年八月十二日

一 解除予定保安林の所在場所

東松島市大塚字大東三六の二、三六の五

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第八百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、平成二十年七月二十二日付け十九森整第八百三十一号で関係者あて通知したところ、次の者は、所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を丸森町役場に掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十年八月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊具郡丸森町大内字明光沢九七の一、一〇四、筆甫字下南山三五の一から三五の六まで、字平場一の一、一の四二、一の四四、一の四五、一の二三、字西山八の八

二 所在が不明である者の住所氏名

- (一) 仙台市若林区若林一丁目十番二十三 目黒 博信
- (二) 伊具郡丸森町大内字三代河原八十五番 八巻 敏男
- (三) 伊具郡丸森町筆甫字榛坊八十番二 佐藤 政司

三 通知の内容

一の森林について、平成二十年七月二十二日宮城県告示第七百八十二号の一で告示したとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

○宮城県告示第八百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、平成二十年七月二十三日付け十九森整第八百七十七号で関係者あて通知したところ、次の者は、所在が不明であるため、同法第百

八十九条の規定により、通知の内容を加美町役場に掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十年八月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町宮崎北二四・二五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二六の一から二六の八まで、二六の一、二六の二、二七の一から二七の一まで、二八の一、二八の二、二八の三（次の図に示す部分に限る。）、二八の四から二八の六まで、二八の九（次の図に示す部分に限る。）、二九の二、二九の五から二九の八まで、二九の一〇、二九の一

二 所在が不明である者の住所氏名

- (一) 仙台市青葉区旭ヶ丘三丁目六番十二 戸田 一郎
- (二) 東京都港区六本木三丁目十六番十九 松村 靖子
- (三) 鹿児島県大口市大田三百番一 前田雄次郎
- (四) 仙台市青葉区荒巻字川平二十七番 菅原 萬
- (五) 兵庫県西宮市甲子園口北町十二番五・二百十号 吉見 鈴子

三 通知の内容

一の森林について、平成二十年七月十八日宮城県告示第七百六十九号で告示したとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

「次の図」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第八百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年八月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 仙台松島線

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
宮城県松島町高城字三居山二五二番地先から 同町高城字動伝三二三番一九地先まで		前	後	一三・〇〇 六七・〇	四一・〇

○宮城県告示第八百四十一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十年八月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

石巻市蛇田中央土地区画整理組合

二 事務所所在地

石巻市蛇田字新金沼四百一番地

三 設立認可の年月日

平成十五年三月五日

四 変更認可の年月日

平成二十年八月六日

○宮城県告示第八百四十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、角田土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十年八月十二日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 土 井 敏

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十年七月十二日	佐藤 武敏	角田市高倉字梅ヶ崎二百六番地	理事

二 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十年七月十二日	小野 克正	角田市小田字坂下十二番地	理事
平成二十年七月十二日	遠藤 良夫	角田市江尻字東浦三番地一	理事
平成二十年七月十二日	面川 義明	角田市岡字深町六十七番地	理事
平成二十年七月十二日	佐藤 信雄	伊具郡丸森町縮矢間木沼字木沼町五十五番地	理事
平成二十年七月十二日	鈴木 昭一	角田市稲置字館下二十三番地	理事
平成二十年七月十二日	渋谷 義郎	角田市佐倉字佐倉町四十三番地	理事
平成二十年七月十二日	柄目 利徳	角田市横倉字金谷九十六番地	理事
平成二十年七月十二日	二階堂 元	角田市角田字栄町九十八番地	監事
平成二十年七月十二日	遠藤 裕一	角田市稲置字堂下六十三番地	監事
平成二十年七月十二日	馬場 一茂	角田市神次郎字東高野三番地	監事

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十年七月十二日	佐藤 武敏	角田市高倉字梅ヶ崎二百六番地	理事
平成二十年七月十二日	鈴木 啓一	角田市佐倉字諏訪脇北百番地	理事
平成二十年七月十二日	佐藤 正春	角田市笠島字坂下二十七番地三	理事
平成二十年七月十二日	荻山 賢一	角田市毛萱字荻窪十番地二	理事
平成二十年七月十二日	菊地 春夫	角田市岡字長峰六十三番地	理事
平成二十年七月十二日	二階堂 元	角田市角田字栄町九十八番地	理事
平成二十年七月十二日	佐藤 文雄	角田市岡字竹中四十六番地	理事
平成二十年七月十二日	水野 二三夫	角田市君萱字駒込六番地	理事

平成二十年七月十一日	柄目利徳	角田市横倉字金谷九十六番地	理事
平成二十年七月十一日	小野克正	角田市小田字坂下十二番地	理事
平成二十年七月十一日	渋谷義郎	角田市佐倉字佐倉町四十三番地	理事
平成二十年七月十一日	佐藤信雄	伊具郡丸森町館矢間木沼字木沼町五十五番地	理事
平成二十年七月十一日	太田幸一	角田市高倉字大畑十七番地	監事
平成二十年七月十一日	遠藤良夫	角田市江尻字東浦三番地一	監事
平成二十年七月十一日	菊池健	角田市角田字館下一番地	監事
平成二十年七月十一日	伏見隆	伊具郡丸森町館矢間木沼字入谷地三十九番地	監事

○宮城県告示第八百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、川崎町土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

平成二十年八月十二日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 土井 敏

退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十年七月三十一日	高野貞男	柴田郡川崎町大字前川字裏一八七番地一	理事

公 告

○障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公告する。

平成二十年八月十二日

宮城県知事 村井嘉浩

名 称	所 在 地	指定年月日
ネクスス薬局しおがま店	塩竈市本町三・十九	平成二十年八月一日
東町薬局	角田市角田字南百十七・二一	平成二十年八月一日
岩出山薬局	大崎市岩出山字浦小路四十五・六	平成二十年八月一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十年八月十二日

宮城県知事 村井嘉浩

- 一 落札に係る物品の名称及び数量 A重油（JIS一種二号） 百キロリットル
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 農林水産部水産業振興課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十年七月十八日
- 四 落札者の名称及び所在地 株式会社辰巳商会 塩釜市港町一丁目六番七号
- 五 落札金額 一千二百九十一万五千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十年六月十三日

○港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の四第一項の規定により命じた措置について、同条第一項の規定により宮城県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行い、同条第三項の規定により工作物又は船舶その他の物件（以下「工作物等」という。）を保管したので、同条第四項の規定により公示する。

なお、当該工作物等の保管その他の措置に要した費用は、港湾法第五十六条の四第八項の規定により、当該工作物等の返還を受けるべき所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者その他同条第一項の規定により措置を命ずべき者の負担とする。

平成二十年八月十二日

宮城県知事 村井嘉浩

- 一 工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- 別表のとおり

仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県教育庁総務課総務班（電話〇三三・二二一・三六一）